

ITU-R SG4 中間会合(2026年 6-7 月) 報告書(案)

情報通信審議会 ITU 部会
衛星・科学業務委員会 事務局

目次

1. 中間会合の概要	2
1.1. 中間会合の開催経緯	2
1.2. 中間会合の開催概要	2
1.3. 出席者	3
2. 審議の内容	4
2.1. WP 4A プレナリ	4
2.2. WP 4C プレナリ	5
2.3. 議題 1.2	6
2.4. 議題 1.5	8
2.5. 議題 1.13	11

1. 中間会合の概要

1.1. 中間会合の開催経緯

2026年5月15日に開催されたSG4において、WP4A及びWP4Cの中間会合の開催の是非について議論された。SG4議長から、WP4CについてはWRC-27議題1.13を対象とし、新規寄与文書を受け付けないこと、中間会合で合意した事項に関する最終的な意思決定は10月会合で行うこと等の基本方針が既に整理されている一方、WP4AについてはWRC-27議題1.2及びWRC-27議題1.5の双方が候補となっているものの、作業範囲や進め方について合意が得られていないことが説明された。限られた日程で複数議題を扱うことは参加者の負担が大きいため、WP4Aの追加会合を開催する場合は対象議題を絞る必要があるとの見解が示された。

イラン、南アフリカ、ジンバブエ等からは、WRC-27議題1.5は開発途上国にとって重要な規制課題であることから追加会合を支持するとの意見が示された。米国及びカナダからは、WRC-27議題1.13には議題1.5の約10倍の寄与文書が入力された一方、議題1.5には既に多数のセッションを費やしていることから、作業量の観点では議題1.13を優先すべきであるとの意見が示された。

これらの議論を踏まえ、最終的にはSG4議長の裁定により、2026年7月6～10日に中間会合(対面及びリモート)を開催し、議題1.5及び1.13を扱うこととなった。議題1.2については別途リモート会合を開催することとなった。

【参考】

議題1.2 : 13.75-14 GHz 帯(↑)における固定衛星業務の小口径アンテナを有する地球局の使用のための共用条件の改正の検討

議題1.5 : 固定衛星業務及び移動衛星業務における非静止衛星地球局の無許可運用の制限すること並びにこれに関連する非静止衛星システムのサービスエリアに関する規制措置及びその実現可能性の検討

議題1.13; 地上IMTネットワークのカバレッジを補完するための、宇宙局とIMTユーザ機器の直接接続のための移動衛星業務への新規分配に関する検討

1.2. 中間会合の開催概要

中間会合の開催スケジュール、開催方式は表1のとおり。

表1: 中間会合開催の対象となった議題、開催概要

議題	WP4A		WP 4C
	1.2	1.5	1.13
開催期間	2026年 6月29日(月) ～6月30日(火)	2026年7月6日(月)～7月10日(金)	
開催形式	リモート会議	スイス連邦ジュネーブITU本部 及びリモート会議	

WP 4A は、衛星業務を扱う第 4 研究委員会(SG4)の作業部会であり、固定衛星業務及び放送衛星業務の軌道・周波数の有効利用を扱っている。本中間会合では、Michel Olivier Ndi 氏(カナダ)が議長を務めた。

WP 4C は、衛星業務を扱う第4研究委員会(SG4)の作業部会であり、移動衛星業務(MSS)及び無線測位衛星業務(RDSS)の軌道及び周波数有効利用関係を扱っている。本中間会合では、河合宣行氏(日本、KDDI)が議長を務めた。

1.3. 出席者

66か国の主管庁、他団体及び ITU 事務局から合計392名が出席した。日本からは、表 2 に示す34名が出席した。

プレナリで審議された文書と結果一覧を示す。

表 2 日本からの出席者(敬称略・順不同)

	氏名	所属
1	住友 貴広	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 電波利用分析官
2	飯塚 悠太	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 国際係長
3	井林 千裕	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 国際係
4	伊藤 梓	総務省 総合通信基盤局 電波部 新世代移動通信システム推進室 システム開発係長
5	奥井 雅博	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室 国際調整係長
6	角田 智子	一財)航空保安無線システム協会 技術協力部
7	能見 寿男	一財)航空保安無線システム協会 技術協力部
8	田川 文夫	一財)航空保安無線システム協会 技術協力部
9	豊福 直人	一財)航空保安無線システム協会 技術協力部
10	伊藤 信幸	日本無線株式会社 マリンシステム事業部 プロジェクト管理部
11	渡邊 浩志	日本電気株式会社 スペースデジタルインフラ統括部 ネットワーク開発グループ プロフェッショナル
12	蔭 拓也	日本放送協会 技術局計画部 副部長
13	八木 智孝	日本放送協会 技術局計画部
14	谷田 尚子	株式会社NTTドコモ 電波企画室
15	新 博行	株式会社NTTドコモ 電波企画室
16	河野 宇博	スカパーJSAT株式会社
17	長津 知美	ソフトバンク株式会社 電波政策統括室 制度開発部 規格開発課
18	市川 麻里	宇宙航空研究開発機構 周波数管理室

19	橋本 昌史	宇宙航空研究開発機構 周波数管理室
20	三留 隆宏	スカパーJSAT株式会社
21	河合 宣行	先端技術統括本部 顧問
22	福井 裕介	先端技術企画本部 シニアエキスパート
23	縣 幹哉	先端技術企画本部 標準化戦略部 コアスタッフ
24	棟形 丈仁	先端技術企画本部 先端ビジネス推進部 コアスタッフ
25	今田 諭志	ネットワーク開発本部 シニアエキスパート
26	青砥 巧真	ビジネスインフラ技術本部 衛星・海底ケーブル技術部 山口衛星通信所 コアスタッフ
27	林 剛史	株式会社エム・シー・シー 宇宙システム開発事業部 電波グループ
28	黒沢 健人	株式会社エム・シー・シー 宇宙システム開発事業部 電波グループ
29	宇都宮 隆介	楽天モバイル株式会社 ビジネスマネジメントディビジョン 先端技術開発統括部 NTN事業戦略部 周波数戦略課 シニアマネージャー
30	大野 誠	楽天モバイル株式会社 ビジネスマネジメントディビジョン 先端技術開発統括部 NTN事業戦略部 周波数戦略課
31	黒田 丞	楽天モバイル株式会社 ビジネスマネジメントディビジョン 先端技術開発統括部 NTN事業戦略部 周波数戦略課
32	小野 正虎	海上保安庁 交通部 交通部 企画課 国際室 課長補佐
33	有田 真由美	海上保安庁 交通部 交通部 企画課 国際室 専門官
34	小西 貴彦	海上保安庁 交通部 交通部 企画課 国際室 国際企画係長

2. 審議の内容

2.1. WP 4A プレナリ

Michel Olivier Ndi 氏(カナダ)が議長を務め、プレナリに割り振られた入力文書、SWG4A3aからの出力文書について審議した。

(1) WP4A 議長が入力した文書 4A/1071 について

WP4A 議長から前回 WP4A 会合報告の議題 1.5 の CPM テキスト草案 (4A/1064 Annex 12)を更新した文書が入力された。本文書について英国から今会合は入力文書を受け付けない前提で開催している会合である旨指摘があり、本文書では Method の統合がなされており合意できない点及び5月会合の出力 (Annex 12)を基に議論すべきであると発言があった。米国は前回会合で合意した Annex 12 の内容も一部削除されており、不適切であること、Annex 12 を基に議論すべきであると主張。ただし、Editorial な修正や section 1 のように現状空欄となっている部分に対する提案であれば取り入れることは可能との意見を示した。インド、フランス、スウェーデン、カナダ、ドイツ、ルクセンブルグ等も 4A/1071 を SWG に割り当てることに反対し Annex 12 を基に議論することに同意した。結論として 4A/1071 の紹介は行わず、SWG において必要であれば SWG 議長が 4A/1071 の要素を紹介しつつ進めることとなった。(オープニングプレナリで本件議論をした際にイランの担当者が不在であり、その後の議題 1.5 の検討においてイランから本 WP4A 会合の前にイランと WP4A 議長等が数時間費やして議論作成し

た文書であり、これらの内容が扱われず捨てられた、とのコメントがあった。)

- (2) 出力文書(WP4Aの外に出るもの)
WP4C 及び WP1B へのリエゾン文書(TEMP/313) が承認され、送付された。
- (3) WP4でさらなる検討を要する文書
以下2件の文書が議長報告に添付された。
 - ① Document relating to draft CPM text for WRC-27 agenda item 1.5(TEMP/311)
 - ② Examples of mechanisms to avoid unauthorized transmissions(TEMP/312)

2.2. WP 4C プレナリ

河合宣行氏(日本、KDDI)が議長を務め、WRC-27 議題 1.13 に関する追加会合の運営方針、SWG 4C1b の審議結果及び出力文書の取扱い等について審議した。

【主な検討課題と審議結果】

- 本追加会合は、WRC-27 議題 1.13 に関するドラフト CPM テキストの精査及び改善を目的として開催された。オープニングプレナリーにおいて WP 4C 議長より説明があり、本会合では作業文書 4C/755 を基礎にドラフト CPM テキストのブラッシュアップを主目的とするとともに、合意形成が困難な事項については 10 月会合で継続審議する方針が示された。
- クロージングプレナリにおいて、SWG 議長からは、Section 2 のレビュー完了、Section 3 及び Section 4 の審議状況並びに Section 5 の今後の編集方針について報告が行われた。また、Section 4 の審議結果及び Section 5 に関する意見を踏まえて、10 月会合までの間にテキストの更なる更新を実施する方針が示された。
- 出力文書である CPM ドラフト案作業文書 4C/TEMP/175 の取扱いについて議論が行われた。10 月会合向け入力寄書作成時のベースライン文書について意見交換が行われた結果、4C/TEMP/175 を本追加会合の成果物とし、入力寄書作成の基礎となる文書として使用することで合意した。
- WP 4C 議長は、10 月会合までのオフライン協議の継続を奨励するとともに、ドラフト CPM テキストの完成に資する入力寄書の提出を推奨した。また、SG4 議長からは、DC-MSS-IMT に関する共用検討手法及びシステム機能に関する勧告・報告書作成の可能性について検討を進める提案があった。

<審議結果>

- WRC-27 議題 1.13 に係る CPM テキスト案作業文書 4C/TEMP/175 が本追加会合の成果物として出力された。また、4C/TEMP/175 を 10 月会合に向けた入力寄書作成において参照すべきベースライン文書として扱うことが合意された。併せて、未合意事項については 10 月までのオフライン協議及び 10 月会合において継続検討することとなった。

2.3. 議題 1.2

Luciana Ferreira 氏(ブラジル)が議長を務め、WRC-27 議題 1.2(13.75-14 GHz 帯(地球から宇宙)における固定衛星業務の小口径アンテナを有する地球局の使用のための共用条件の改正の検討)について審議した。

【主な検討案件と審議結果】

1. CPM テキスト案(4A/1066 について審議し、成果文書として 4A/1070 の annex1 を作成した。
2. 開会のプレナリでは、議長は、WRC-27 議題項目 1.2 に関する CPM 文書草案の討議に充てる時間を最大限に確保するため、開会総会の形式的な手続きを迅速に進める意向を示した。開会総会の議題の採択に進む前に、議長は、本会議が WP 4A の会議であり、会議準備会合(CPM)や世界無線通信会議(WRC)の会議ではないことを参加者に改めて指摘した。また、この件に関する最終決定は CPM、そして最終的には WRC-27 によって行われることを認識しつつ、本会議の共通の目的は、可能な限り最良の CPM 文書草案を作成することであるべきだと強調した。議題及び会議日程等が示され、修正なく承認された。
3. 会合では、文書の全体的な構造と構成を改善するため、すべてのセクションの番号を付け直した。特に、検討対象の課題を再編成し、課題 1 および 2 を課題 A および課題 B に改称し、課題 A は No. 5.502 を、課題 B は No. 5.503 を扱うこととした。
4. 閉会のプレナリでは、議長は、この 2 日間のオンライン会合で検討・改訂された文書が報告書に添付され、それにより、2026 年 10 月の作業部会 4A 会合への入力文書として活用されることを示した。イランが文書 [4A/1066](#) に基づいて作成された成果文書が、今回の WP 4A オンライン会合では完全に検討されなかったことを指摘し、検討されなかった部分を議長報告書の付属文書において明確に特定するよう要請した。これに対し、議長は、WP4A の今回のオンライン会合において検討されなかった箇所を明確に特定できるよう、適切なマークを付すことを示した。

【審議内容の詳細】

- 研究概要の中には長い記述があるため、2026 年 10 月の WP 4A 会合に向けて簡潔化するよう提案者に要請された。
- method については、「変更なし(NoC)」の手法のみ、別途その理由を説明する必要があるとの整理がなされた。一方、手法の下に記載されている根拠の中には、手法そのものの説明に不可欠なものもあるため、必要に応じて根拠を手法の説明本文に直接組み込むこととなった。
- 以下の研究概要が未提出であり、次回 WP 4A 会合での検討に向けて提出が求められた。
 - 3.2.2.3:シンガポール
 - 3.2.2.6:米国
 - 3.2.2.8:中国
 - 3.2.2.10:ガーナ

- 3.3.1:米国
- 3.3.6:米国
- 現在の method 数は、No. 5.502:10 手法(手法 A8 に基づく 3 つの代替案を含む)、No. 5.503:5 手法(手法 B5 に基づく 2 つの代替案を含む)となっている。議長は、手法が多すぎると WRC-27 で合意形成することが難しくなると指摘した。そのため、今後は新しい手法を追加するよりも、既存の手法を統合・整理し、最終的に単一の合意された解決策に収束させることが重要であるとの認識が示された。

2.4. 議題 1.5

Per Hovstad 氏(Asiasat)が議長を務め、WRC-27 議題 1.5 関係(固定衛星業務及び移動衛星業務における非静止衛星地球局の無許可運用の制限すること並びにこれに関連する非静止衛星システムのサービスエリアに関する規制措置及びその実現可能性の検討)について審議した

【主な検討案件と審議結果】

1. CPM テキスト草案の更新が行われた。
Section 1(executive summary)については概ね合意した。Method の説明部分については今後修正があるため[]とした。
Section 2(背景)の記載は合意した。
Section 3(ITU-R studies)は前回会合で途中となっていた 3.2(resolves2 の検討)のレビューを継続し、途中までレビューを行った。
Section 4(Method)は一切レビューできなかった。
Section 5(RR 改正案)はレビューがほぼ進まなかった。
2. 無許可運用を防ぐ技術 3 例については議長報告の ANNEX として CPM レポートから参照することで合意した。
3. CPM テキスト草案を更新した旨の WP4C 及び WP1B へのリエゾン文書を発出した。

【審議内容の詳細】

2.4.1. CPM テキスト草案

入力文書:4A/1064 Annex 12

出力文書:4A/TEMP/311

- 前回 WP 4A 会合(2026 年 5 月)において、CPM テキスト草案の更新が行われ議長報告(4A/1064)の Annex 12 として添付された。
- 議長の提案で Section5,4,3,2,1 の順で議論が行われたが、Section 4 は時間がなく一切レビューされなかった。CPM テキスト草案中の各 Section の検討状況は以下のとおり。
- Section 1(Executive Summary)については前回会合では空欄となっていたため、SWG 議長提案の文書が議論された。SWG 議長提案では RR18 条、決議 22 及び決議 25 に言及していたが、これらの記載は不要とし、決議 14 に基づき議題 1.5 が設立されたことを説明した簡潔な文章と各 Method(A~D)の概要のみを記載する文章とした。Method の概要は提案国が協議の上、次回の 2026 年 10 月 WP4A 会合までに簡潔な説明文を提出することとなった。Method 概要説明については次回 WP4A において修正が必要なことから[]とした。
- Section 2(背景)について、前回会合で Alternative が 3 案のこった状態となっており、議長から妥協案として簡潔な文章が提案された。Alternative 1 は決議 22, 25, RR18 条を明確に引用した上で、それにもかかわらず不法無線局

があることを記載しており、米国から Alternative 1 において決議 22, 25, RR18 条を明確に引用することが背景として不可欠な情報であると強く主張し、英国、ルクセンブルグが賛同した。イランから背景は簡潔であるべきことと、まず問題があることを先に記載すべきと提案があった。議長から alternative 1 を基にしつつも、記載順番を RR の規定があるにも関わらず unauthorized transmission があることを説明し、その後決議 22,25,RR18 条等を引用する形が提案され、微修正の上、合意された。

- (サービスエリア/カバレッジエリアに関する整理)Section 3.2 についてサービスエリアからの除外が各主管庁の権利であることを記載したいイラン(決議14の recognizing c) that Member States may wish to exclude its territory from the service area of the non-GSO satellite system を引用すべしと主張)と反対する米国、フランス、ドイツ等で対立が続いた。米国等から①サービスエリア、②カバレッジエリア、③認可されサービスが提供されるエリア、についてこれまで混乱が起きており、明確に説明を記載すべきと主張があったが、イランからはサービスエリアについてAP30等の定義を引用すればよく、カバレッジエリアの説明は不要として、議論が停滞した。その後、議長が新たなテキストを提案し、①サービスエリア、②カバレッジエリア、③認可されサービスが提供されるエリアについての説明を記載することで合意した。また、オーストラリアから RoP No.9.50 のサービスエリア除外要求の説明について「It is noted that the service area is modified only if the notifying administration agrees」を追記することを提案し英国が賛同したが、ロシア、イランから、RoP は BR の指示であって主管庁への指示ではなく、また、条約ではないとから記載に強く反対した。議論の結果、オーストラリアの追加文は削除され、CPM テキスト内に RoP9.50 の 6 項を参照することが合意された。
- (サービスエリア除外のアップリンク/ダウンリンクについて)Section 3.2 における Resolves2 に関連する記載について、Resolves2 の焦点がダウンリンクのみと主張するイラン、ロシア、南アフリカとアップリンクも検討可能とする米国、フランス、英国、カナダ、AST で対立し、議論が停滞した。イランはアップリンクに関しては WRC-23 で問題になっておらず、また、不法発射があるとアップリンクのサービスエリア除外は意味がないとして、サービスエリア除外はダウンリンクに関してのみであると主張した。ロシアは、衛星通信の特性としてアップリンクのサービスエリア除外は技術的に不可能でありダウンリンクのみを考えるべきと主張した。議論の末、決議 14 の Resolves1 はアップリンクと明記されているが、Resolves 2 には方向が明記していないことからアップリンク、ダウンリンク両方を扱うことが合意された。その後、SWG 議長から議論を踏まえた新たなテキストが提案され、サービスエリア除外(ダウンリンク)の議論が行われた。「サービスエリアから除外した帰結(Consequences)」か「サービスエリア除外要求をできる権利」どちらについて記載するのが混乱していることから、「サービスエリアから除外した帰結」を記載することとして「Consequences of exclusion of the territory from the downlink service area」とのサブタイトルの下にテキストを記載することは合意したが具体的なテキストについては時間切れで[]が残った状態となった。結果としてサービスエリア除外(アップリンク)については十分なレビューが行われず未合意となり、Section3.2 のレビューは途中までとなった。
- Section 5の議論においてはイランから Method D option1 の決議 22 改正案を確認したいと提案があり、Method D Option1 の確認が行われた。本 Option において決議 14Resolves 2 について主管庁の領土を除外すること

は無許可地球局防止に効果がないことから NOC を提案している点について議論となった。イランからは Method D option 1 の決議 22 改正案の最初に [Editor's note: The issue of exclusion of a territory from a service area of non-GSO is not currently addressed in this document] の記載を提案したが、スウェーデン、トンガ、フランス、米国、英国から本 Method D option1 は Resolves2 に NOC を提案している Method であり、イラン提案の Editor's note は不適切で受け入れられないと強く反対があり、イラン提案の Editor's note は削除された。その後もイランからサービスエリアの除外について、決議 14 の recognizin c) にある「領域除外を求める主権的権利」を決議に明記すべきとの強い主張があった。また、イランより Method D option1 の決議 22 改正案の resolves 4 について”prevent non-GSO earth stations transmissions”の記載についてどのように prevent するのか不明確であり詳細記載が必要、resolves 5 (証拠提出) についての証拠の内容・形式が不明確等のコメントがあった。ジンバブエからは途上国にとって証拠提出が困難となる可能性を指摘した。以上の議論で時間切れとなり、他の Method の RR 改正案はレビューされなかった。

- 上記の議論等により CPM テキスト草案を更新し、議長報告書に添付され継続審議となった。(TEMP/311)

2.4.2.WP4C 及び WP1B へのリエゾン文書

入力文書:なし

出力文書:4A/TEMP/313

- 前回 WP 4A 会合(2026 年 5 月)において、WP4C 及び WP1B へリエゾン文書が発出されたが、今回の追加会合で CPM テキスト草案の更新がなされたことから SWG 議長の提案により CPM テキスト草案を更新した旨を伝えるリエゾン文書を作成した。
- SWG 議長の案では WP1B,WP4C 両方にレビューを求める内容となっていたが、WP1B は 2027 年5月まで会合がないことから、プレナリにおいて、WP4C のみレビューを求めるよう記載を修正し、WP4C 及び WP1B に送付された。(TEMP/313)

2.4.3.無許可送信を防止する 3 件の技術例について

入力文書:4A/1064 ANNEX13

出力文書:4A/TEMP/312

- 前回 WP 4A 会合(2026 年 5 月)において、CPM テキストの Section 3.1 に記載した無許可送信を防止する 3 件の技術例(うち1件は日本提案)を別文書として議長報告の ANNEX13 として添付した。
- 今会合でSWG議長から本 4A/1064 ANNEX13 について、①ITU-R 報告又は②議長報告の Annex どちらかとし、CPM レポートから参照することが提案された。複数国から議長報告の ANNEX とすることが支持された。議長から

4A/1064 ANNEX 13 にタイトルと説明文を記載した文書が提案され、イランからタイトルを「Examples on mechanism to avoid unauthorized transmissions」とする提案がなされ合意された。なお、Section 3.1 については前回会合において各例の短い説明文が要請されており、10 月会合での入力期待される旨議長から説明があった。

- プレナリでは特段意見無く承認され、議長報告書に添付し、CPM レポートから参照することを合意した。(TEMP/312)

2.5. 議題 1.13

SWG 4C1b において、Alexander Pastukh 氏(ロシア連邦デジタル発展・通信・マスコミ省、ロシア)が議長を務め、WRC-27 議題 1.13 に関する CPM テキスト案について審議した。前回 WP 4C 会合では、各主管庁及び関係組織から提出された入力寄書に基づき CPM テキスト案(4C/744 Annex 9)が作成された。本追加会合では、前回会合での合意及び Circular Letter(4/LCCE/144)に基づき新たな入力寄書は受け付けず、SWG 議長及び福井氏(日本)が既存提案を整理・統合した文書 4C/755 を用いて CPM テキスト案のレビューを実施した。会合期間中、計 11 回の SWG セッションが開催され、Section 2(Background)、Section 3(Summary and analysis of the results of studies)、Section 4(Methods to satisfy the agenda item)及び Section 5(Regulatory and procedural considerations)の審議が行われた。最終的に、本追加会合における審議結果を反映した CPM テキスト案 4C/TEMP/175 が作成された。一方で、各セクションには未合意事項が残され、Editor's note 及び角括弧付きテキストとして維持することとなった。また、会合終盤に実施された Section 4 及び Section 5 に関する議論結果については、一部が 4C/TEMP/175 へ未反映の状態であり、SWG 議長及び福井氏により 10 月会合に向けて反映作業を継続することとなった。また、10 月会合向け入力寄書の作成に当たっては、4C/TEMP/175 を参照すべき文書として使用することが合意された。

入力文書:なし

審議対象文書:4C/755

出力文書:4C/TEMP/175

【主な検討案件と審議結果】

1. 前回 WP 4C 会合の成果を基礎として作成された統合 CPM テキスト案(4C/755)についてレビューを実施した。SWG 議長及び福井氏からは、複数の提案を共通の構造に取り込む形で整理するとともに、類似 Method の統合や編集上の修正を行ったことが説明された。
2. Section 2(Background)の審議では、議題 1.13 の背景及び DC-MSS-IMT の位置付けに関する記述について議論が行われた。特に、DC-MSS-IMT

と既存 MSS との関係や、「complement terrestrial IMT network coverage」等の記述を中心に意見交換が行われた。Background のレビューは完了したものの、一部用語や記述については継続検討事項として整理された。

3. Section 3(Summary and analysis of the results of studies)の審議では、DC-MSS-IMT の機能及び運用概念並びに共用・両立性検討結果の要約方法について議論が行われた。機能及び運用概念に関する記述については未合意事項が残り、角括弧付きテキスト及び Editor's note として維持することとなった。また、DG-Sharing 議長の Wang Xiaolu 氏(中国、中華人民共和国工業情報化部)から Study Summary のドラフトが提示され、10 月会合に向けて各主管庁が内容を精査・改善することとなった。
4. Section 4 (Methods to satisfy the agenda item)の審議では、MSS への一次分配を追加する方法、二次分配を追加する方法、脚注を用いて DC-MSS-IMT 利用を認める方法及び変更なし(NOC)など複数の Method について検討が行われた。各 Method の構成の整理及び統合作業が実施されるとともに、地上 IMT 保護、送信方向及び無線通信規則との整合性について議論が行われた。
5. Section 5 (Regulatory and procedural considerations)の審議では、脚注及び決議案の構成、MSS への分配を DC-MSS-IMT 用途へ限定する方法、既存 MSS 保護及び送信方向の取扱い等について議論が行われた。会合中の合意には至らなかったものの、今会合での Method に関する議論結果を踏まえて更なる精査を行うこととなった。
6. 最終的に、本追加会合における審議結果を反映したドラフト CPM テキスト 4C/TEMP/175 が作成され、10 月会合へ向けた検討の基礎とすることに合意した。
7. SWG 議長は、2～5 章のうち未合意事項については、10 月会合までの会期間での作業や、オフライン協議を通じて検討を深めるよう参加者を促した。特に Section 3.1 における DC-MSS-IMT の機能及び運用概念、Section 4 における各 Method の整理、並びに Section 5 における規制に関するテキストの具体化が主要な継続検討課題となった。
8. DG Sharing 議長より提示された Study Summary については、10 月会合までに各主管庁が検討結果の要約内容を確認・改善するとともに、不足する検討結果や説明の追加を行うことが奨励された。
9. SWG 議長からは、10 月会合に向けた入力寄書に当たっては、ドラフト CPM テキストの完成に直接関係する論点に重点を置くことが推奨された。また、福井氏からは、新たな Method を提案する場合には、当該 Method に対応する周波数分配表の修正や脚注、決議案について整合的に提案するよう参加者に要請があった。

Section 2(Background)に関する審議

【Section 2(Background)】

- Section 2 では、議題 1.13 が対象とする DC-MSS-IMT の位置付け及び本議題の背景に関する記述について審議が行われた。特に、既存の移動衛星業務(MSS)の枠組みの中で DC-MSS-IMT をどのように扱うべきか、また地上 IMT との関係をどのように記述すべきかが主な論点となった。

- イランは、決議 253(WRC-23)のタイトルに含まれる”possible new allocations”と決議本文との関係や、DC-MSS-IMT 端末が RR 上の移動地球局に該当するかについて疑義を示した。また、「complement terrestrial IMT network coverage」や「underserved areas」といった表現については解釈に幅があり、議題の範囲を不必要に限定するおそれがあるとして修正又は削除を提案した。
- これに対し、米国、ドイツ、カナダ、オーストラリア等は、WRC-23 において既に議題の基本的考え方は整理済みであり、本会合ではその前提の下で CPM テキストを具体化すべきとの立場を示した。また、「complement」という概念は DC-MSS-IMT を従来の MSS と区別する上で重要であり維持すべきとの意見が複数の主管庁から示された。
- さらに、DC-MSS-IMT システムの機能及び責任分担に関する記述についても議論が行われた。イランは、MNO 及び SNO の責任分担や越境運用時の取扱いについて十分な整理が必要であると主張した。一方、オーストラリア、ブラジル、ドイツ、米国及びパプアニューギニアからは、これらの論点は Section 5 又は将来の検討の中で取り扱うべきであり、Background ではハイレベルな説明に留めるべきとの考えを示された。

<審議結果>

- Background のレビューを完了し、議題 1.13 の背景及び DC-MSS-IMT の基本的な位置付けに関する記述が整理された。一方で、「complement terrestrial IMT network coverage」等の用語の扱い、DC-MSS-IMT と既存 MSS との関係整理、並びに MNO 及び SNO の責任分担に関する記述については見解の相違が残った。これらについては、Section 3 及び Section 5 との整合も踏まえながら、10 月会合に向けて引き続き検討することとなった。

Section 3(Summary and analysis of the results of studies)に関する審議

【Section 3.1(Results of studies on possible description and functionality of DC-MSS-IMT systems)】

- Section 3.1 では、DC-MSS-IMT の機能及び運用概念をどのように記述するかについて議論が行われた。本節には、日本を含む各国提案を基に整理した機能説明、MNO 及び SNO の役割、越境運用、識別(Identification)、認証(Authentication)、認可(Authorization)、登録(Registration)及び責任分担等に関する記述を対象として議論が行われた。
- イランは、本節は Section 4 及び Section 5 の前提となる重要な部分であり、責任分担や運用概念が整理されない限り後続の議論を進めるべきでないと主張した。特に、MNO が全ての責任を負うとの記述や越境運用時の責任所在について懸念を示した。
- 一方、米国、ドイツ、英国等は、多くの記述が未成熟な段階であり、機能説明に関する未合意箇所については角括弧付きテキストとして維持した上で、Method 及び規制措置に関する審議を優先すべきとの考えを示した。

【Section 3.2(Results of sharing and compatibility studies)】

- Section 3.2 では、DG-Sharing 議長の Wang Xiaolu 氏(中国、中華人民共和

国工業情報化部)が中心となって作成した Study Summary 案を基に、各種共用・両立性検討結果の取りまとめ方法について議論が行われた。

- ブラジル、南アフリカ及び米国等は、10 月会合に向けた有用な出発点であるとの認識を示しつつ、検討結果を提供した主管庁による内容確認及び適切な修正が必要であると指摘した。
- また、Enabler table(検討結果の比較表)の扱いについても議論が行われ、イランからは、個別の検討結果の要約だけでなく、Enabler table を基に全体を俯瞰した要約や DC-MSS-IMT の使用条件との関係も整理すべきとの認識が示された。一方で、Enabler table の分量の多さから、南アフリカからは、本文への直接収録ではなく参照資料として取り扱う方法が提案されたほか、WP 4C 議長からは WP 5D における類似事例を参考に、一部内容を CPM テキストへ反映する可能性についても言及され、その具体的な反映方法については 10 月会合に向けた継続検討事項となった。

<審議結果>

- Section 3.1 では、DC-MSS-IMT の機能及び運用概念に関する議論が行われたものの、MNO 及び SNO の責任分担、越境運用、識別(Identification)、認証(Authentication)、認可(Authorization)、登録(Registration)等に関する記述について合意には至らず、未合意部分を角括弧付きテキスト及び Editor's note として維持することとなった。Section 3.2 では、Study Summary の作成方針及び内容について一定の方向性が示されたが、要約内容の精査及び不足する検討結果の反映が必要であることが確認された。また、Enabler table を含む検討結果の反映方法についても継続検討事項となった。10 月会合に向けて、各主管庁に対し Study Summary の確認及び改善への協力が求められた。

Section 4(Methods to satisfy the agenda item)に関する審議

【TABLE 3/1.13/4-1】

- 周波数レンジの分類方法、周波数アレンジメントの表記方法及び地域別の情報の扱いについて議論が行われた。
- インドは周波数レンジと周波数アレンジメントを区別すべきだと主張した。
- イランは分配ステータスや地域情報を表に追加すべきだと主張した。
- 一方、米国、カナダ及びドイツは、本表は各 Method の索引的な位置付けであり、過度な情報追加は不要との立場を示した。

【Generic Method】

- Method X1(NOC)、Method X2(一次分配)、Method X3(二次分配)、Method X4 及び Method X5 について審議が行われた。
- Method X2 及び X3 については、DC-MSS-IMT を対象とした新たな一次又は二次分配の追加、地上 IMT 保護の考え方、送信方向の扱い及び決議案との関係が主な論点となった。米国、ブラジル及びパプアニューギニアからは、Method 本体には概要のみを記載し、詳細条件は決議に委ねるべきとの意見が示された。
- Method X4 及び X5 については、脚注を活用して DC-MSS-IMT の利用を認め

る複数のアプローチについて議論が行われた。南アフリカからは新たな Method 案が提案された一方、AST 及び GSOA は、新規提案について、本追加会合の目的との整合性について懸念を示した。

- また、ドイツからは、CPM テキスト全体の可読性向上及び Method 間の比較を容易にする観点から、周波数レンジごとの構成や Method の整理方法を見直す案が提案された。当該提案に対しては、テキスト構造の簡素化に資するとの評価が示された一方、引き続き具体的な整理方法について検討を要するとの認識が共有された。
- イランからは一貫して、MSS への一次・二次分配の考え方や RR 上の位置付けを明確にすべきだと主張した。一方、多くの主管庁は、Method の詳細な支持・不支持の判断は 10 月会合に委ね、現時点では各 Method を維持した上で整理を進めるべきとの立場を示した。

<審議結果>

- Generic Method 及び周波数レンジ別 Method の整理が進められ、Method X1～X5 を中心とした規制アプローチの論点が明確化された。一方で、MSS への一次分配又は二次分配の是非、MSS 分配を伴わず脚注のみで DC-MSS-IMT を実現する Method の妥当性、地上 IMT 保護及び送信方向の扱い、並びに周波数分配表、脚注及び決議案の関係整理については未合意となっている。また、ドイツからは Method 構成及び周波数レンジの整理・簡素化に関する提案が行われ、今後更なる改善を図る方向性が示された。これらの事項については、引き続き 10 月会合における主要検討課題として継続審議することとなった。

Section 5(Regulatory and procedural considerations)に関する審議

【MSS 分配の扱い】

- Section 5 では、各 Method に対応する周波数分配表、脚注及び決議案の構成について初回レビューが行われた。会合では、MSS への新たな分配をどのような形で規定するか、また DC-MSS-IMT 用途への限定をどのように表現するかが中心的な論点となった。
- イランは、脚注及び分配の構造は RR 第 5 条に整合している必要があり、additional allocation、alternative allocation 又は different category of allocation のいずれに該当するかを明確に整理すべきだと述べた。また、「limited to」といった表現についても慎重な検討が必要であると指摘した。
- 一方、ブラジル、ロシア、南アフリカ及びカナダは、本議題で検討されている分配は DC-MSS-IMT 用途に限定されるべきであり、そのことが明確となる規定を設ける必要があるとの立場を示した。米国からも、将来的な解釈の余地を残さない明確な規定が望ましいとの意見が示された。

【既存業務の保護及び決議案に関して】

- 既存 MSS 及びその他既存業務の保護に関する規定について議論が行われた。サモアは既存 MSS システム保護のためのプレースホルダー追加を提案し、パプアニューギニアは BSS 保護に関するプレースホルダー追加を提案した。
- 日本からは、既存 MSS 分配への影響を十分考慮すべきだと指摘したほか、Section 4 で整理された Method が Section 5 にも適切に反映される必要があるとの意

見を示した。

- また、福井氏(日本)は、10月会合に向けて新たな Method を提案する場合には、対応する周波数分配表の修正案、関連脚注及び決議案を併せて提案するよう参加者に要請した。これは Method と規制に関するテキストとの整合性を確保することを目的とするものであり、多くの参加者から支持された。

<審議結果>

- Section 5 については初回レビューが実施され、周波数分配表(Table of Frequency Allocations)、脚注及び決議案の基本構造について意見交換が行われた。一方で、MSS 分配を DC-MSS-IMT 用途へ限定する具体的な規定方法、RR 第 5 条との整合性、既存 MSS 及びその他既存業務の保護条件、送信方向の扱い並びに各 Method に対応する規制テキストについては十分な検討が行えず、継続検討事項として整理された。また、10月会合に向けて、新たな Method を提案する場合には、対応する周波数分配表の修正案、脚注及び決議案を併せて提案するよう参加者に要請された。10月までのオフライン協議を通じて規制に関するテキストの具体化を進めることとなった。